

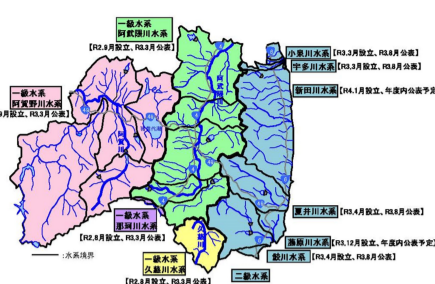
# 農空間

第85号

発行所  
福島県農林水産部  
農村計画課

## 【特集】福島県における流域治水対策

令和元年東日本台風等により一級水系阿武隈川本川や支川、二級水系の河川において、堤防決壊や越水等が多発し、流域全体で甚大な浸水被害が発生しました。このため、流域に関わるあらゆる関係者(国、県、市町村、企業、住民)が協働し、流域全体で被害を軽減させる治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト両面で事前防災対策を推進しています。



福島県内のプロジェクト状況

令和3年度までに県内においては、一級河川で4河川(阿武隈川、阿賀野川、那珂川、久慈川)(国土交通省所管)、二級水系で6河川(小泉川・宇多川(相馬市)、新田川(南相馬市)、夏井川・鮫川・藤原川(いわき市)にて流域治水協議会を設立し、「流域治水プロジェクト」の推進について協議を実施しています。

### ●農業農村整備事業の治水対策

農業農村整備事業として掲げる治水対策としては、1. 農業用ダムの洪水調節機能の強化、2. 田んぼダムの取組、3. 農業水利施設の整備、4. 防災重点農業用ため池の整備を挙げています。

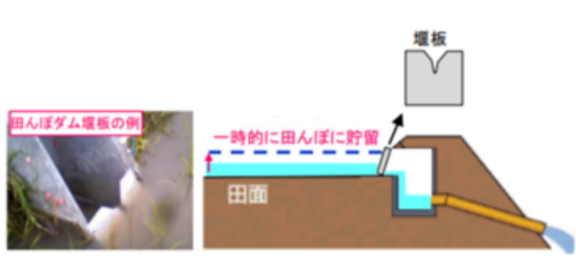
#### 1. 農業用ダムの洪水調節機能の強化

県内の農業用ダム8箇所は「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針(内閣府)」に基づき、有効貯水量の一部を洪水調整に活用するため、事前放流などを実施するための治水協定を締結しています。

#### 2. 田んぼダムの取組

下流地域の洪水被害を軽減するため、

水田の洪水防止機能などの多面的機能を活用し、地域や市町村に対し田んぼダムに関連する事業制度や先事例の効果等の情報提供を行います。田んぼダムは郡山市、須賀川市で実証実験が行われており、また須賀川市では県が実施しているほ場整備と一体的に落水枘を設置しています。令和4年度以降も多面的機能支払交付金等を活用し、取組を拡大していく予定です。



田んぼダム堰板の例

3. 農業水利施設の整備  
地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施するため、頭首工や排水機場を始め農業水利施設の整備、防災機能を維持するための長寿命化対策を実施します。

#### 4. 防災重点農業用ため池の整備

ため池には河川への雨水流出を抑制する働きがありますが、老朽化・劣化が進行し、豪雨等による決壊に伴い下流の家屋等への被害発生が懸念されています。このため、県内1,444箇所のため池を「防災重点農業用ため池」に指定し、令和3年度から令和12年度までに121箇所のため池整備に着手する予定です。また、各市町村のホームページに、決壊時の想定浸水区域や避難所を示すため池ハザードマップを掲載していきます。

今後、残りの二級水系については、流域市町村の意向等を踏まえ、必要に応じて流域治水プロジェクトの策定を検討していくとともに、各流域治水プロジェクトのロードマップに沿って治水対策の更なる充実や協働体制の強化を図っていきます。

【農村計画課】

## 県内からの便り／県中農林事務所

### 令和元年東日本台風からの復旧



▲須賀川市仁井田大堰地区  
被災状況(R元.10月)



▲須賀川市仁井田大堰地区  
復旧工事状況(R3.11月)

令和元年東日本台風により、須賀川市を流れる一級河川阿武隈川水系滑川に設置された仁井田大堰頭首工が被災しました。コンクリート固定堰より農業用水として取水していましたが、堰本体には大きな被害は無かったものの、左岸堤防の決壊により取水施設も流出したため、取水が完全に断たれてしまいました。本地区の復旧について紹介します。

#### 1. 復旧方針

復旧方針については、河川堤防の復旧計画と整合を図り、大きな被災の無かった既設固定堰の左岸側に接続したラバーゲートの新設と併せて、取水施設を復旧する計画としました。

地元説明会では、「取水施設が被災しただけなのになぜゴム堰が必要になるのか」、「新たに維持管理費が掛かってしまうのではないかなど意見が多く出されました。

従来の取水施設が設置されていた所は、河川の流下土砂が堆積しやすい場所であり、被災前と同じ形状の原形復旧では堤防の決壊や、取水施設付近に土砂が溜まり、頻りに土砂撤去を行わなければならないなど、治水・利水両方の面で懸念があることを丁寧に説明し、新たなラバーゲートを設置することで受益者の理解を得ることができました。

#### 2. 復旧工事

復旧工事については、営農再開に向け取水できなくなった農業用水確保のため、応急的な仮取水工事を最優先に実施する必要があります。用水が必要になる時期の確認及び各関係機関との調整を早急に行い、また、原形復旧ではないため慣行水利権を法定化する必要があります。しかし、営農に支障を来さないよう早期に用水を確保する必要があったため、河川管理者と協議を行い、水利権法定化の確約を取り交わした後、工事に着手しました。

#### 3. 今後について

地元の方々を対象として現地研修会を行い、ゴム堰の理解を深めるとともに、新しい頭首工からの取水による営農を展開すべく、一日も早い工事完了を目指して取り組んでいきます。

## 福耕支援隊情報

相双農林事務所農村整備部では、今年度は7県から11名の福耕支援隊の応援をいただき、被災地の復旧・復興に向けて日々業務に励んでいます。今回は4名の方のメッセージをご紹介します。

【氏名】松永 有加 技師(静岡県)

【所属】農村整備第三課

【担当】ストックマネジメント事業  
4月に静岡県から着任し、赴任期間も残すところあと2か月となりました。人生初の東北は、温かい人々、美味しい食べ物、美しい景色に囲まれ、とても充実した日々でした。残り僅かではありますが、復興の一助となれるよう、業務へ励んで参ります。



松永技師(静岡県)

【氏名】神保 利幸 主査(青森県)

【所属】農村整備第二課

【担当】ほ場整備八沢地区  
(南相馬市鹿島区)

青森県から相双農林事務所へ派遣となり、足掛け5年となります。東日本大震災以前の姿には、ほど遠い風景とは思いますが、着実に復興へ進む地域を見てきました。その一翼を担えたのであれば幸いです。



神保主査(青森県)

【氏名】富井 博文 主査(新潟県)

【所属】農村整備第二課

【担当】ほ場整備右田・海老地区  
(南相馬市鹿島区)  
東日本大震災の復興に携わり、新潟県から派遣職員として着任しました。

最初は、ここ福島県浜通り地域でこんな大きな災害が発生したとは想像もできませんでした。大震災から10年以上経ちましたが、復興の一翼を担えるよう頑張りたいです。



富井主査(新潟県)

【氏名】関 敏明 主査(新潟県)

【所属】農村整備第二課

【担当】ほ場整備真野地区  
(南相馬市鹿島区)

震災と原発事故から間もなく11年が経過しています。今、福島には2つの風が吹いています。それは「風化」と「風評」です。記憶の風化とさまざま風評被害を乗り越え、復興を成し遂げるため全力を挙げます。そして、新潟県に福島のがんばっている姿を届けます。



関主査(新潟県)

「農空間」は、農村において繰り広げられる農業の営み、それを支える農地や水、人々の生活、そして、美しい自然に囲まれ長い間に培われた伝統・文化などが溶けあった空間の事です。



# 地域に根ざした水土里ネット

## 福島県土地改良事業団体連合会 県南支部

福島県土地改良事業団体連合会は、国や県、会員が行う農業農村整備事業への技術的な支援や協力連携を通じて、稲作をはじめとした食料の確保や農業・農村を守り育むとともに、住みやすい地域づくりに努めています。そのため、農業農村整備事業を行う市町村や土地改良区が、事業を適切かつ効率的に実施すること、その協同組織の利益増進を図ることを目的に、福島県の7つの生活圏にそれぞれ支部を設けており、県南支部は、9市町村、14土地改良区、1農業協同組合の24組織が所属しています。



白河市表郷の清流にだけ自生する水草ビャッコイ

県南地方は、阿武隈川や久慈川沿いに拓かれた平坦部の水田における稲作を中心に、トマト、キュウリ、ブロッコリーなどの野菜のほか、果樹や畜産の取り組みが盛んで、高速交通体系を活かし、首都圏を中心に全国各地に出荷されています。

**●主な事業**  
当支部が毎年行っている主な事業は、8月に土地改良区関係職員研修会を実施しており、県南農林事務所を始め関係機関の方々から、管内の農業農村整備事業の実施状況や土地改良施設の保全方法、また、新たに創設された各種事業の説明をいただいた



「まるごと白河」開催状況

り、最近では、土地改良法の改正内容や事業実施に必要な手続きなどの研修を行っています。  
10月には、会員の円滑な事業推進と役職員の資質向上を図るため、先進的な事業を実施している県内外の土地改良区や農事法人組合への視察研修を実施しています。  
令和3年度は、コロナ禍の中、管内における情報の停滞を懸念する声もあり、6月に土地改良区事務局長連絡協議会の総会を開催し情報交換を行いました。

**●イベント情報**  
イベント情報として、例年であれば、白河市で10月末に食事の「食」と職業の「職」を幅広く知ってもらうため、職人が作る「食べ物と物づくり」や産品を集めた「まるごと白河」が開催されます。土地改良区とは何を行っている団体か、土地改良施設の必要性とは何かの理解促進を図ることを目的にパネル展示を行い、認知度アンケート調査では、協力を下さった方に御礼としてお米を配布するなどしていますので、開催の折には是非足を運んでいただければと思います。

## 新規採用職員の紹介

- ① 氏名・所属
- ② 出身地
- ③ 学生時代の専攻
- ④ 自己紹介

### ① 安斎 恵美

相双農林事務所農村整備部

### ② 福島県二本松市

③ 獣医学部 生物環境科学科

④ 大学では1年次は神奈川県で2〜4年次は青森県で過ごしました。他県で4年間過ごしたことによって福島県の良さをしみじみ感じ福島県に就職することを決めました。福島県の良さについても一部地域のことしかわからないので、これから各事務所に所属することによって少しずつ知ることが出来たらいいなと思っています。

現在は、農地計画課の計画・団体指導担当に所属し、復興基盤実施計画 浪江南地区・山下地区と震災対策農業水利施設整備事業 相双市町村や地元の方々との対応など、初めてのことでありますが、周りの先輩方にご指導頂きながら業務に取り組みんでいます。今後は様々なことを学び、経験を積み、一人前の職員となれるよう日々精進していきたいと思っております。これからよろしくお願いたします。



### ① 中島 剛志

相双農林事務所農村整備部

### ② 群馬県太田市

③ 農学研究科農業工学専攻

④ 昨年まで埼玉県の土木試験器の製造販売メーカーに勤務し、実際に自社製品を使った現場試験業務をしていました。それ以前は農業土木の設計コンサルタント会社にも勤務した経験があり、残る「公務員」の視点を獲得することで、様々な視点から農業土木工事を捉えることが出来る技術者になりたいと思うようになりました。また、2年前に浜通りに来た際、復興の完了には程遠い現状を知り、「福島県」の農業土

木の世界に飛び込む決意をしました。今は管内の飯沼地区、広野地区の境界測量と、井田川地区の地質調査業務設計書の作成や監督員業務を担当しています。今までの知識・経験では対応出来ず、新卒の新採用職員同様1年生として日々勉強の毎日です。思い描いていた技術者像に一歩でも近づけるよう精進していきます。今後ともよろしくお願いたします。



### ① 松本 健太郎

相双農林事務所農村整備部

### ② 福島県会津若松市

③ 農学部水環境科学コース

④ 大学進学の際に福島を離れたのですが、ずっと住んでいた福島県に戻りたいという気持ちと大学で学んだ農地工学分野の知識を活かしたいという思いから福島県職員の農業土木職を志望しました。現在は南相馬市に住んでおり、生まれてから高校卒業までずっと会津地方で育った私としては、太平洋側の素晴らしい気候に感動している毎日です。

現在は、復興基盤総合整備事業太田地区の担当として、日々業務に取り組みしております。現場整備のこと、工事の進め方、様々な書類の作り方、地元住民の方々や工事作業に取り組みしてくれている方たちとの向き合い方など、日々新しいことや分からないことが押し寄せてくるため、サポート職員の先輩や周りの先輩方に逐一ご指導を頂きながらなんとか毎日を過ごしている状態です。また多くの研修、説明会、現場案内などに参加させていただいたことで様々な経験をすることができました。今後はこれまでの業務の経験をもとに、少しでも先輩方に追いつけるように日々精進していきたいと思っております。



「現地研修会」開催状況

## トピックス

### ◆「福島県ため池サポートセンター」をご利用ください

県内にはため池が約4千箇所あり、そのうち、決壊した場合一人的被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池が約1千4百箇所あることから、計画的に防災工事等の推進を図っていくことに加え、ため池を適正に保全管理していく必要があります。

そのため、令和2年4月に、ため池管理者の適正な保全管理活動をサポートする「福島県ため池サポートセンター」を県土地改良事業団体連合会内に開設しました。

これまでもため池管理者が毎年行う一斉点検などを支援してまいりましたが、さらに、ため池の適正な保全管理に向けた対策を強化してまいります。

具体的には、サポートセンターの技術者が、ため池管理者・所有者からの相談対応やため池点検に係る現地研修会の開催などの支援を行います。また、補修に関する国の補助制度についてもアドバイスします。

サポートセンターへの問い合わせはこちらへ。  
福島県ため池サポートセンター  
024-5355-0383(福島県土地改良会館内)



「現地研修会」開催状況

### ◆土地改良施設維持管理適正化事業の拡充

頭首工、用排水機場などの農業水利施設等が適切に機能するためには、整備・補修・更新が欠かせませんが、最も導入しやすい事業が「土地改良施設維持管理適正化事業」(以下、「適正化事業」という)です。現在も多くの団体が利用していますが、令和4年度より拡充されます。

現在の仕組みは、まず適正化事業に加入し、補修更新に必要な経費の一部(事業費の30%)を5年間のいずれかの年度に国・県費(計60%)も合わせて交付を受け、事業主体が残り10%を自己負担し工事を行うというものです。

今回の拡充は、内容が防災・減災対策など限定されるものの、事業費も自己負担も小さくなり工事の実施時期も緊急性に応じ任意となりましたので、既存事業と使い分けながら活用してまいります。

| 事業内容            | 事業費                          | 負担割合    |                           |
|-----------------|------------------------------|---------|---------------------------|
| (既存)施設整備補修      | 機能維持、耐用年数確保のための修繕補修          | 200万円以上 | 国 30%、県 30%、事業主体 40%      |
| (拡充)防災減災機能等強化対策 | ため池や用排水機場等の防災・減災対策、省エネ、デジタル化 | 100万円以上 | 国 50%、県 20%、事業主体 30%(+利息) |